

# カンボジア王国に対する法制度整備支援 ～2024年2月本邦研修及び6月現地セミナー～

国際協力部教官

後 藤 圭 介

## 第1 はじめに

法務省法務総合研究所国際協力部は、カンボジア王国（以下「カンボジア」という。）において、概要、①現行の独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）関係の活動、②既に終了した前JICAプロジェクトのフォローアップ関係の活動、③国際協力部（以下「ICD」という。）独自の活動の各法制度整備支援活動を実施している<sup>1,2</sup>。

本稿では、このうち、①に関し、本年2月18日（日）から同年3月2日（土）までの日程（移動日を含む。）で、ケン・ソマルット司法省長官ら16名を対象に、JICA東京センター等において実施した第1回カンボジア法・司法分野人材育成支援研修（いわゆる本邦研修、以下「本研修」という。）の概要（別添1：研修参加者名簿、別添2：日程表）及び、③に関し、本年6月26日（水）から同年7月3日（水）までの日程（移動日を含む。）で、カンボジアに出張して開催した現地セミナー（ICDとカンボジア王立司法学院（Royal Academy for Justice of Cambodia、以下「RAJC」という<sup>3</sup>。）による現地セミナー（以下「ICD-RAJCセミナー」という。))の概要について紹介する。

なお、本稿中の意見にわたる部分は、全て当職の私見であり、所属部局の見解ではない。

## 第2 現在の①JICA関係の活動の概要及び本研修の目的

- 1 カンボジアでは、2022年11月から、「法・司法分野人材育成プロジェクト」（2027年10月までの予定。以下「現プロジェクト」という。）が実施されているところ、現プロジェクト実施の背景は以下のとおりである。

カンボジアでは、裁判官の育成をRAJCの下部組織である「裁判官検察官養成校（Royal School of Judges and Prosecutors、以下「RSJP」という。）が担っており、JICAは、2005年11月から2012年3月まで、「裁判官検察官養成校民事教育改善プロジェクト（フェーズ1及びフェーズ2）」を実施し、RSJPの教官や教官候補生の能力強化のほか、カリキュラムや教材の作成等、RSJPの基礎を構築

<sup>1</sup> 川淵武彦「初めての法制度整備支援体験～カンボジア出張記～」ICD NEWS 第95号（2023年6月号）22頁以下の整理に倣った。

<sup>2</sup> ②の活動には③ICD独自の活動も含まれており、その活動については、内藤裕二郎「不動産登記法令起草支援の現状（概要）」ICD NEWS 第99号（2024年7月号）32頁以下を参照されたい。

<sup>3</sup> 旧名称は、Royal Academy for Judicial Professions（RAJP）

する支援を行った。これを受けて、現在のRSJPでは、裁判官を養成するための法理論教育等が実施されているものの、教官としての能力を満たしている人材に限られているほか、効果的な教材やカリキュラムの作成や改訂等が適切に行われているとは言えず、RSJPにおける裁判官を目指す学生や現役裁判官に対する効果的な教育を行うには課題が残っていたため、現プロジェクトが開始されることとなった<sup>4</sup>。

- 2 現プロジェクトでは、RSJPの教官を兼務する裁判官や教官候補生である若手裁判官のほか、司法省やRAJCの職員によって構成されるテクニカルワーキンググループ（以下「TWG」という。）が設置され、TWGが主体となって活動を進めている。

TWGでは、現プロジェクト開始時から2024年3月までを「調査フェーズ」と位置づけ、RSJPの教育改善に反映することを目的に、カンボジアの裁判実務上の課題やRSJPの教育上の課題などについて調査を実施しており、これと並行して、サンプル教材の作成やシラバスの検討も行っている。

- 3 本研修は、前記調査フェーズの終盤に実施されたことから、調査活動の仕上げと位置づけ、これまでの調査により明らかになってきた実務上・教育上の課題に関し、本研修における講義や司法研修所等の見学等を通じて日本の知見を共有し、TWGの構成員から選ばれた16名の研修参加者による集中的な検討・協議を実施することによって研修参加者自身がカンボジアにおける課題をより具体的に把握し、日本の経験を参考にしながらカンボジアの教育における改善点と方策を明らかにして今後のプロジェクト活動に反映させることを目的として実施された。

### 第3 本研修の内容

本研修の目的は、前記のとおり、講義や司法研修所等への訪問見学等を通じて得られた日本の知見を基に、今後のRSJPにおける教育改善の具体的方向性について検討し、これをプロジェクト活動に反映させることにあった。

この目的を達成するため、以下の講義のほか、司法研修所等への訪問見学を行うとともに、本研修の最後には、研修参加者による、本研修で学んだ内容とカンボジア法曹養成への活用方法等に関する発表を行った。

#### 1 各講義の概要

- ア 慶應義塾大学大学院法務研究科松尾弘教授による「法曹教育における法科大学院の役割と教育内容」に関する講義

松尾教授は、現在の日本の法曹養成制度における法科大学院の役割及びその教育内容の特色について説明した後、法科大学院を含む法曹養成制度の窮極の目標等について説明いただいた。講義では、法科大学院の1年次から3年次までの教育内容

<sup>4</sup> 現プロジェクト開始に至る経緯等については、伊藤みずき「カンボジア『法・司法分野人材育成プロジェクト』の開始—プロジェクトの計画・策定経緯を中心に」ICD NEWS第94号（2023年3月号）36頁以下を参照されたい。

について詳細な説明があり、研修参加者からは多くの質問が寄せられるなど、日本の法科大学院教育に関し、大いに関心を抱いていた。

イ 大阪大学大学院高等司法研究科高原知明教授による「事例教材の効果的な教授法」に関する講義

高原教授は、金銭消費貸借契約の事例を元に模擬講義を行いながら、教授方法について講義していただいた。また、講義の後半には、模擬講義の一環として、研修参加者を2グループに分け、高原教授の進行の下、カンボジア民法の条文解釈に関する議論も行っていた。

ウ 谷有恒弁護士による「模擬記録に基づく事実認定」に関する講義

谷弁護士は、元々裁判官で、司法研修所の民事裁判教官を務めていた頃の経験を基に、JICAの過去に実施したプロジェクトで作成した貸し金返還請求事件に関する模擬事件記録を使用しながら、事実認定等に関する講義をしていただいた。講義では、判決を書く目的、争点整理手続の流れ、間接事実からの推認の事実認定のイメージのほか判決へのまとめ方などを紹介いただいた。

エ 岡本陽平弁護士による「判決書の分析」に関する講義

岡本弁護士は、カンボジア司法省のウェブサイトに掲載されているカンボジアの実際の判決を題材に、判決書の分析をしていただいた。講義では、研修参加者から判決書に対する意見を聞きつつ、判決書の問題点について、分かりやすく説明いただいた。

オ 当職による「日本の法曹養成制度」に関する講義

当職において、本研修の前提となる日本の法曹養成制度に関する講義をした。

## 2 司法研修所等訪問、概要説明等

本邦研修では、司法研修所、慶應義塾大学三田キャンパス、東京地方裁判所を訪問し、概要説明等を受けた。

ア 司法研修所では、階段教室や法廷教室等を見学したほか、司法研修所における民事裁判修習及び裁判官研修についての概況説明を実施していただいた。研修参加者は、司法研修所における修習内容について、数多くの質問をするなど、司法修習について高い関心を示していた。

イ 慶應義塾大学三田キャンパスでは、松尾教授による上記講義の後、法科大学院の自習スペースや法廷教室等を見学するとともに、法科大学院生との意見交換を実施した。

ウ 東京地方裁判所では、裁判官室や弁論準備手続室等の見学や民事裁判の傍聴のほか、新任判事補自庁研さんや民事裁判実務修習のカリキュラムの概要説明を受けた。研修参加者からは、実務修習の内容等に関し、多くの質問がなされていた。

### 3 研修参加者による発表

本研修の最後に、研修参加者による発表を行った。研修参加者を5つのグループに分け、4つの講義（前記1アないしエの講義）と訪問見学のそれぞれについて、学んだ内容及びカンボジア法曹養成への活用方法について発表を行った。いずれのグループも講義や訪問先での概要説明等を理解していることが分かる内容の発表を行っており、本研修で学んだ内容を今後のカンボジアの法曹養成に活用することについて期待を抱かせた。

### 4 このような講義及び司法研修所等への訪問等を通じて、日本の法曹（特に裁判官）養成の制度に対するカンボジア側の理解が深まるとともに、各講師と研修参加者間の積極的な意見交換等を通じて、日本カンボジアの相互理解も深化したと感じられた。

### 5 総括

本研修では、カンボジア側のニーズに合わせて、講義や施設訪問見学を実施し、日本の法科大学院や司法研修所等における法曹養成に関する知見を提供した。研修参加者のアンケートには、本研修で多くの新しい知識を習得し、これを業務に役立てることができ、大変有意義な研修であった旨の意見が多数見られるなど、講義を始めプログラムの内容に対する高い理解度・満足度を得ることができたといえる。特に谷弁護士による模擬講義に基づく事実認定の講義については、これまで事実認定に関する講義を受けたことのなかった若手裁判官の研修参加者に非常に大きなインパクトを与えたようであり、時間的な制約があって本研修で講義しきれなかった内容について、講義していただく機会を設けてほしい旨の要望が寄せられた<sup>5</sup>。また、岡本弁護士による判決書の分析の講義についても、カンボジアにおいて判決が公開されたのは比較的最近のことであり、判決書の分析をしたことがなかったが、本講義を受けて、判決書の分析が法的思考能力や判決起案能力の向上につながり、カンボジアの裁判官や裁判官を目指す学生にとって非常に重要である旨の意見も寄せられた。

このように、本邦研修の内容は研修参加者の関心に十分に応えており、その目的を達したといえる。ただ、時間的な制約があったことから、今後も、本研修の成果を踏まえ、カンボジア側のニーズを的確に把握した上で、関心の高い分野を中心に、プロジェクト活動や本邦研修において、日本側の知見の提供を継続していくことが必要かつ相当であると考ええる。

<sup>5</sup> 要望に応える形で、本年9月には、谷弁護士がカンボジアに出張し、同月5日及び6日の2日間、TWGメンバーを含む多数の裁判官等に対し、本邦研修の講義を補完する内容のセミナーが開催された。



【法務省赤れんが棟前での集合写真】



【講義の様子】



【講義の様子】



【カンボジア研修参加者による発表の様子】

## 第4 2024年6月出張及び③ICD独自の活動としてのICD-RAJCセミナーの概要

- 1 前記のとおり、2024年6月26日（水）から同年7月3日（水）までの日程（移動日を含む。）で、カンボジアに出張し、次回の本邦研修の準備のためにTWG活動に参加したほか、法・司法分野の協力関係構築のため、最高裁判所長官表敬、司法省長官表敬、国土省次官表敬及びRAJC学院長表敬等の用務を行ったが、本出張の主な目的はICD-RAJCセミナーへの出席であった。
- 2 2020年1月、法務総合研究所は、RAJCとの間で、意見交換、情報や経験の共有、セミナーや共同研究の実施、相互訪問その他の活動により、司法分野での人材育成のための協力関係を推進し、強化することなどを内容とする協力覚書を締結し<sup>6</sup>、以後、同協力覚書に基づくICD-RAJCセミナーを現地あるいはオンラインで開催してきた<sup>7</sup>。

## 第5 現地セミナーの実施

- 1 本セミナーは、カンボジア側からRSJP校長を含む現役の裁判官合計約30名が出席し、間接強制<sup>8</sup>をテーマに、カンボジアのトラン・パネッ判事<sup>9</sup>が講義を行い、続いて原彰一ICD教官が日本における間接強制を巡る動向について紹介した後、質疑応答が行われた。

トラン・パネッ判事からは、カンボジアにおける間接強制の概要とその手続の流れについて説明がなされた。その後、原教官から、間接強制に関する立法（2003年、2004年改正を含む）、間接強制の適用対象、間接強制の手続の流れ、間接強制決定の例、不作為義務の間接強制での義務違反要件、強制金のほか、子を巡る紛争での間接強制の利用、今後の課題等について紹介した。

続いて行われた質疑応答では、カンボジア側の出席者から、カンボジア民訴法528条の解釈に関する質問が多数寄せられた。例えば、代替執行と間接強制の適用

<sup>6</sup> 協力覚書の締結の状況等については、小島麻衣子「カンボジア王立司法学院と法務総合研究所の協力覚書締結について」ICD NEWS 第83号（2020年6月号）128頁以下を参照されたい。

<sup>7</sup> 新型コロナウイルス蔓延期はオンラインでセミナーを開催していた。各セミナーの概要については、伊藤みずき「カンボジア王立司法学院とのオンラインセミナー」ICD NEWS 第89号（2021年12月号）94頁以下、前記川淵「初めての法制度整備支援体験～カンボジア出張～」ICD NEWS 第95号（2023年6月号）22頁以下を参照されたい。

<sup>8</sup> カンボジア民事訴訟法第528条（間接強制）

1 作為又は不作為を目的とする債務についての強制執行は、執行裁判所が、執行債務者に対し、遅延の期間に応じ、又は相当と認める一定の期間内に履行しないときは直ちに、債務の履行を確保するために相当と認める一定の額の金銭を執行債権者に支払うべき旨を命ずる決定をする方法によっても行うことができる。

2 第1項の執行裁判所は、第363条（請求異議の訴え）第3項第1号又は第3号に掲げる執行名義の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める裁判所とする。

3 事情の変更があったときは、執行裁判所は、執行債権者又は執行債務者の申立てにより、第1項の規定による決定を変更することができる。

4 執行裁判所は、第1項又は第3項の規定による決定をする場合には、申立ての相手方を審尋しなければならない。

5 第1項の規定により命じられた金銭の支払があった場合において、債務不履行により生じた損害の額が支払額を超えるときは、執行債権者は、その超える額について損害賠償の請求をすることができる。

6 第1項の強制執行の申立て又は第3項の申立てについての裁判に対しては、抗告をすることができる

<sup>9</sup> コンボントム始審裁判所判事

関係を問う質問<sup>10</sup>、528条1項の「相当と認める一定の額」の判断基準を問う質問、528条5項の考え方に関する質問、仮設事例を踏まえた間接強制決定・執行後の執行債務者が義務を履行しない場合の対応に関する質問（決定の変更又は再度の申立て等）や不代替的作為義務のうちの執行債務者による自発的な意思に基づく義務（絵画を書く義務等）に対する強制執行の適否等のほか、関連する意見が積極的に述べられ、この分野における裁判官の関心が高いことがうかがわれた。

また、日本の実務に対する質問もなされた。例えば、日本における子を巡る紛争での間接強制の利用例について、子が低年齢の場合には直接強制が可能であるという点について、低年齢の判断基準や引渡しの実態に関する質問や強制金の執行に関する質問等がなされた。これらの質問に対し、原において、日本の実務や判例<sup>11</sup>等を踏まえて回答したところ、出席した裁判官の理解を得ることができた。

本セミナーの最後には、参加したヘン・ソクナRSJP校長から、間接強制という範囲が広くないテーマであったが、長時間の質疑応答が行われるなど、非常に高く評価できるセミナーであり、今後も充実したセミナーを開催できるよう協力していきたい旨の発言がなされた。

2 ICD-RAJCセミナーについては、現プロジェクト活動を踏まえ、現プロジェクトとの棲み分けを明確にしつつプロジェクトの補完あるいは、プロジェクトとは異なる活動が適当であると考えられるので、現プロジェクト活動の状況を踏まえつつ、効果的な活動を実施する方向を模索する必要がある。

この点、カンボジア側からは、カンボジア側のニーズを踏まえたセミナーのテーマ決めの要請があったことから、同ニーズを踏まえ、効果的な活動となるよう検討していく必要がある。

<sup>10</sup> カンボジア民訴法528条は、日本の民訴法172条と異なり、両者の関係につき、明示的に規定していない。

<sup>11</sup> 東京高判H17.11.30（謝罪広告の掲示につき、1日1万円の間接強制金を定めた間接強制決定の事案で、180日を超える部分は権利の濫用になるとして、同決定に対する請求異議の訴えを一部認容した事例）



【ICD-RAJCセミナー】



【出張の様子－TWGメンバーとの集合写真】



【出張の様子－司法省長官表敬】

## 第1回カンボジア法・司法分野人材育成支援研修

|    |                                   |
|----|-----------------------------------|
| 1  | ケン・ソマルット                          |
|    | H.E. M <sup>r</sup> KENG Somarith |
|    | 司法省長官(Secretary)                  |
| 2  | サエム・サコラ                           |
|    | H.E. M <sup>r</sup> SEM Sakola    |
|    | 最高裁判所判事(Judge)                    |
| 3  | チャン・シナー                           |
|    | H.E. M <sup>r</sup> CHAING Sinath |
|    | 最高裁判所判事(Judge)                    |
| 4  | ヨップ・メター                           |
|    | Mr. YOIB Meta                     |
|    | バットバン控訴裁判所判事(Judge)               |
| 5  | リアン・ルッティ                          |
|    | Mr. LEANG Rithy                   |
|    | トボンクムン控訴裁判所判事(Judge)              |
| 6  | トン・ダルット                           |
|    | Mr. THUN Darith                   |
|    | ブノンペン始審裁判所判事(Judge)               |
| 7  | リアン・チョン                           |
|    | Mr. LEANG Chhon                   |
|    | ブレアシアヌーク始審裁判所判事(Judge)            |
| 8  | ヴァン・ソパニャー                         |
|    | Mr. VANN Sopanha                  |
|    | カンダール始審裁判所判事(Judge)               |
| 9  | ソム・ダラー                            |
|    | Mr. SAM Dara                      |
|    | コンボンチュナン始審裁判所判事(Judge)            |
| 10 | ンガイ・ナロワット                         |
|    | Mr. NGET Naroth                   |
|    | コンポントム始審裁判所判事(Judge)              |
| 11 | ラオ・クラム                            |
|    | Mr. LOR Krem                      |
|    | コツコン始審裁判所判事(Judge)                |
| 12 | ヤエム・トラ                            |
|    | Mr. YEM Tola                      |
|    | ポーサット始審裁判所判事(Judge)               |
| 13 | イウツ・ポリ                            |
|    | H.E. M <sup>r</sup> IV Poly       |
|    | カンボジア弁護士会 弁護士(Attorney at Law)    |
| 14 | ソム・ナラー                            |
|    | Mr. SUM Nara                      |
|    | 王立公証学校継続研修部長                      |
| 15 | チュン・クイエン                          |
|    | Mr. CHHEOURN Kuyeng               |
|    | 司法省大臣官房のメンバー                      |

## 【研修担当/Officials in charge】

教官 / Professor 後藤 圭介(GOTO Keisuke) 坂本 達也(SAKAMOTO Tatsuya)

調査員/ Legal advisor 内藤 裕二郎(NAITO Yujiro)

国際専門官 / Administrative Staff 辻 のぞみ(TSUJI Nozomi)

別添 2

第 1 回カンボジア法・司法分野人材育成支援研修 日程表  
 【令和 6 年 2 月 1 8 日（日）～ 3 月 2 日（土）（移動日を含む。）】  
 （後藤教官、坂本教官、内藤調査員、辻専門官）

| 月<br>日       | 曜<br>日 | 午前                                                                            | 休憩等                                      | 午後                                                                 | 備考          |
|--------------|--------|-------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|-------------|
| 2<br>／<br>18 | 日      | 【入国】                                                                          |                                          |                                                                    | JICA東京センター泊 |
| 2<br>／<br>19 | 月      | 10:00 12:30<br>JICA村エンターション                                                   |                                          | 14:00 15:00<br>国際協力部オリエンテーション<br>【講義と意見交換】<br>後藤教官<br>導入講義         | JICA東京センター泊 |
| 2<br>／<br>20 | 火      | 10:00 10:30<br>研修準備                                                           |                                          | 13:30 16:00<br>司法研修所訪問                                             | JICA東京センター泊 |
| 2<br>／<br>21 | 水      | 10:00 12:00<br>【講義・意見交換】<br>松尾弘教授<br>『法曹教育における法科大学院の役割と教育内容』<br>慶應義塾大学三田キャンパス |                                          | 13:30 17:00<br>慶應義塾大学法科大学院見学（施設見学、意見交換）<br>慶應義塾大学三田キャンパス           | JICA東京センター泊 |
| 2<br>／<br>22 | 木      | 10:00 12:00<br>【講義・意見交換】<br>高原知明教授<br>『事例教材の効果的な教授法』<br>JICA東京センター            |                                          | 13:30 17:00<br>【講義・意見交換】<br>高原知明教授<br>『事例教材の効果的な教授法』<br>JICA東京センター | JICA東京センター泊 |
| 2<br>／<br>23 | 金      | 休務日                                                                           |                                          |                                                                    | JICA東京センター泊 |
| 2<br>／<br>24 | 土      | 休務日                                                                           |                                          |                                                                    | JICA東京センター泊 |
| 2<br>／<br>25 | 日      | 休務日                                                                           |                                          |                                                                    | JICA東京センター泊 |
| 2<br>／<br>26 | 月      | 10:00 12:00<br>【講義・意見交換】<br>谷有恒教授<br>『模擬記録に基づく事実認定』<br>JICA東京センター             |                                          | 13:30 17:00<br>【講義・意見交換】<br>谷有恒教授<br>『模擬記録に基づく事実認定』<br>JICA東京センター  | JICA東京センター泊 |
| 2<br>／<br>27 | 火      | 10:00 12:00<br>【講義・意見交換】<br>岡本陽平弁護士<br>『判決書の分析』<br>JICA東京センター                 |                                          | 13:30 17:00<br>【講義・意見交換】<br>岡本陽平弁護士<br>『判決書の分析』<br>JICA東京センター      | JICA東京センター泊 |
| 2<br>／<br>28 | 水      | 9:50 12:00<br>東京地方裁判所訪問                                                       | 12:30 14:30<br>【意見交換会・写真撮影】<br>瀬戸所長、内藤部長 | 15:00 17:00<br>【カンボジア側協議及び発表準備】                                    | JICA東京センター泊 |
| 2<br>／<br>29 | 木      | 10:00 12:00<br>【カンボジア側協議及び発表準備】                                               |                                          | 14:00 17:00<br>【カンボジア側発表】<br>『カンボジアにおける裁判実務上の課題及び裁判官教育の改善点』        | JICA東京センター泊 |
| 3<br>／<br>1  | 金      | 10:00 12:00<br>【総括質疑】<br>『プロジェクトの今後の展望』<br>伊藤専門家、戸部専門家<br>JICA東京センター          |                                          | 14:00 16:00<br>評価会・修了式<br>JICA東京センター                               | JICA東京センター泊 |
| 3<br>／<br>2  | 土      | 【出国】                                                                          |                                          |                                                                    |             |